

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の公正性・透明性を高めることにより、健全な企業体質を維持していくことが、企業の社会的責任であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。

また、ステークホルダーとの調和を図りながら、株主重視を意識した経営を実践するため、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが何より重要であると判断しております。

今後も、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営の徹底とリスク管理の観点から、各種リスクの未然防止体制の構築に努めるとともに、株主・投資家の皆様には財務報告をはじめとした各種情報の適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-2 株主総会における権利行使

当社では、株主の皆様が総会議案について十分に検討できる時間が確保できるよう、早期発送に取り組んでまいります。

補充原則1-2-4 株主総会における電子行使

当社は、現在、海外投資家比率が低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後の株主構成の変化等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供

当社は、現在、海外投資家比率が低いため、コスト等を勘案し、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後の株主構成の変化等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

補充原則4-1-2 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、当社グループの売上が顧客からの受注によるもので、激変する経営環境のなか、中期経営計画を公表することが、株主、投資家をはじめとしたステークホルダーの皆様にとって、必ずしも適切な判断に資するものではないとの判断から、中期経営計画の策定を行っておりません。

単年度の計画につきましては、毎月、経営会議及び取締役会にて進捗状況の確認、分析を行い、修正が必要な場合は開示を行っております。また、期末には、分析を詳細に行い、次年度計画に反映させております。

補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務

当社は、経営陣の報酬につきましては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内において算定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会で、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会で、各取締役の担当する職務、責任、業績、貢献度等を基準に総合的に勘案し決定しております。

業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する中長期的な業績と連動する役員報酬の仕組みにつきましては、今後、必要に応じて検討してまいります。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価

当社の取締役会全体の実効性評価については、今後、実施時期や評価方法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4 いわゆる政策保有株式

当社は、保有先企業の動向、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業との取引関係の維持・強化及び業務提携の可能性を勘案し、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に、上場株式を保有することを基本方針としております。

議決権の行使にあたっては、保有先の経営方針等を十分に尊重し、中長期的な観点から取引関係や業務提携等を阻害するものでないこと、当社グループの発展を阻害するものでないことを基準に判断することとしております。

原則1-7 関連当事者間の取引

当社は、当社グループ企業を含め役員や主要株主等と取引を行う場合は、取締役会の決議事項としております。取締役会においては、当該取引が通常の取引と比較して、公正であることを書面等により確認し、必要に応じ、外部機関による評価等を求めることとしており、この手続きを実施することにより会社ひいては少数株主を害するような取引を生じさせないこととしております。

原則3-1 情報開示の充実

(1)経営理念等や経営戦略、経営計画

当社グループは、情報発信事業（印刷、無料情報誌発行および知育事業）と環境事業を通じて社会に貢献することを経営理念としております。そのために営業と技術の総合力を発揮して、お客様とのお客様を視野に入れた製品・商品及びサービスを開発、提供することを通じお客様の信頼と要求を満たすことにより、適正な利益を確保し「100年後にも評価される企業」であることを経営方針としております。引き続き、グループ各社の企業価値の総和の増大を図り、事業の持続的発展を追求してまいります。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1.に記載のとおりであります。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定方針および手続き

取締役の報酬等については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内において算定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会で、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会で、各取締役の担当する職務、責任、業績、貢献度等を基準に総合的に勘案し決定しております。

(4)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補の指名は、当該取締役として優れた人格・知見と高い経営能力を有する候補者を取締役会で指名し、株主総会で選任しております。

監査等委員である取締役の指名については、監査等委員として優れた人格と監査業務に必要な知見を有する人材を監査等委員会に提案し、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において候補者として指名し、株主総会で選任しております。

(5)選任・指名についての説明

当社の取締役候補者については、個々の経歴及び選任理由を株主総会招集通知に記載しております。

補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務

当社取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社及びグループ各社の経営の基本方針等重要な経営に関する事項を「取締役会規程」の定めにより決議し、その決議内容に基づき必要な業務執行を当社及びグループ各社の経営陣に委任しております。

また、当社及びグループ各社の業務執行につきましては、各社の「職務権限規程」に明確に定めております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役の候補者を選任・指名するにあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たし、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことを独立性判断基準としております。

また、独立社外取締役は当社取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待でき、当社の企業価値の向上に資する能力や経験を持った人物を選定することとしております。

補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、迅速かつ適正な意思決定ができる知識・経験・能力のバランスと多様性を有する者で取締役会を構成すべきと考えております。

現在の取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、監査等委員である取締役3名で構成されており、迅速な意思決定を行うために適正な人員であると考えております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の内訳は事業に精通した者4名と会社経営の経験を有する社外取締役2名、監査等委員である取締役のうち2名は独立社外取締役で構成されており、知識、経験、能力等のバランスの取れた構成であると判断しております。

取締役の選任にあたっては、今後も引き続き、迅速かつ適正な意思決定が可能な知識、経験、見識等を基準として選任してまいります。

補充原則4-11-2 取締役の兼任状況

当社は、社外取締役を除く取締役が他の法人等の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要することとしております。

各取締役の兼務状況については、「株主総会招集ご通知」・「有価証券報告書」等に記載しております。

補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針

当社は、取締役が、経営者として習得すべき法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図るため、セミナーや勉強会への参加あるいは専門的知識を習得することを推進しており、取締役が外部セミナー等への参加を希望し、それが有用であると認めた場合、会社の負担にて参加させることとしております。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主からの面談や電話による取材等の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で対応することとしており、株主との対話に際しては、インサイダー情報の管理を徹底しております。

なお、年2回、株主宛に事業報告書を発送し、経営方針、財務情報等をお知らせしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社わかさ屋	4,800,000	19.47
若林 和芳	4,786,160	19.41
若林 裕紀子	1,920,000	7.78
株式会社日本創発グループ	1,200,000	4.86
株式会社桂紙業	1,000,000	4.05
大日精化工業株式会社	960,000	3.89
ウイルコ役員持株会	956,800	3.88
株式会社北國銀行	720,000	2.92
ウイルコ従業員持株会	580,516	2.35
大和輸送株式会社	504,000	2.04

支配株主（親会社を除く）の有無

———

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10 月
業種	その他製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 実	他の会社の出身者					△						
金井 行雄	他の会社の出身者					△						
丸山 三樹雄	他の会社の出身者											○
織田 健治	他の会社の出身者											○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 実			山本氏は、平成19年6月まで当社グループの取引先の代表取締役副社長を、平成19年6月より平成25年2月まで同取引先の相談役を務められておりました。	山本氏は、長年に亘り上場会社の代表取締役を務められ企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営全般に助言してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの経営全般の向上に貢献頂けるとの判断のもと、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任しております。

金井 行雄			金井氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者の代表取締役を平成18年6月から平成22年6月まで務められておりました。	金井氏は、金融機関等の代表取締役を務められ企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営全般に助言してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの経営全般の向上に貢献頂けるとの判断のもと、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任しております。
丸山 三樹雄	○	○	----	丸山氏は、税務の専門家であり、また上場企業の社外監査役の経験等を有しており、中立的、客観的な立場で経営の妥当性や違法性を監督して頂いておりますが、更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るべく、監査等委員である社外取締役として、選任しております。また、当社とは現在顧問契約、コンサルティング契約等は一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
織田 健治	○	○	----	織田氏は、金融機関、証券印刷会社での豊富な実務経験のほか、通信関連会社における専務取締役等の企業経営の経験等を有しており、中立的、客観的な立場で経営の妥当性や違法性を監督して頂いておりますが、更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るべく、監査等委員である社外取締役として、選任しております。また、当社とは現在顧問契約、コンサルティング契約等は一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部統制委員会委員長が任命する内部監査員とともに、内部監査を実施しており、必要に応じ内部監査員が監査等委員会を補助することとし、また常勤の監査等委員が、それ以外の監査等委員に適宜情報伝達を行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査の有効性、効率性を高めるため、必要に要に応じ、監査等委員会、監査法人、内部統制委員会委員長が任命する内部監査員の連携の強化に努めてまいります。

内部監査員は会計監査人との情報交換を通じ、企業グループ全体の実効的な監査の実現に努めており、また、必要に応じ、内部監査員、監査等委員会および監査法人三者一同に会した連絡会の開催を行うこととしております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役の候補者を選任・指名するにあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たし、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことを独立性判断基準としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する中長期的な業績と連動する役員報酬の仕組みにつきましては、今後、必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、平成29年1月26日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役(監査等委員を除く)、取締役(監査等委員)、監査役及び社外役員の別に各々の報酬の総額を開示しております。平成29年10月期における取締役(監査等委員を除く)に対する報酬は76,680千円、取締役(監査等委員)に対する報酬は9,450千円、監査役に対する報酬は3,150千円の合計89,280千円で、うち社外役員に対する報酬は14,400千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))の報酬額

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、平成29年1月26日の定時株主総会の決議により年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)で算定し、取締役会で各取締役の担当する職務、責任、業績、貢献度等を基準に総合的に勘案し決定しております。

(監査等委員である取締役の報酬額)

当社の監査等委員である取締役の報酬額については、平成29年1月26日の定時株主総会の決議により年額30百万円以内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役が、独立した立場から経営への参画または監査・監督を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査員との連携の下、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行うよう努めております。

また、監査等委員会は、内部統制委員会委員長が任命する内部監査員とともに、内部監査を実施しており、必要に応じ内部監査員が監査等委員会を補助することとし、また常勤の監査等委員が、それ以外の監査等委員に適宜情報伝達を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有し、また、それ以外の取締役の選任・報酬等について株主総会での意見陳述権を有する監査等委員会設置会社制度を採用しております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名(うち社外取締役2名)及び監査等委員である取締役(以下、監査等委員という。)3名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、『取締役会規程』に基づき、法令で定められた事項及び経営に関する事項について審議、決定を行うほか、業務執行状況を監督しています。

また、当社取締役、関係部門長、グループ各社の取締役等で構成される経営会議を設置し、原則として月1回開催し、重要な案件等について検討・審議を行います。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、常勤の監査等委員1名を選定し、原則として月1回定時取締役会の終了後に監査等委員会を開催しております。

各監査等委員は監査等委員会にて定めた『監査等委員会規程』に基づき策定された監査方針及び監査計画に基づき、定時並びに臨時取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員は、企業グループ各社の取締役会等重要な会議の議事録等の閲覧並びに経営会議への出席を通じて、企業グループ各社の取締役の職務執行を監督しております。なお、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、冒頭のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有し、また、それ以外の取締役の選任・報酬等について株主総会での意見陳述権を有する監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員会は、純然たる監査機関にとどまるものではなく、監督機能をも有する機関であるため、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることができるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	自社ホームページに招集通知を掲載しております。尚、本年は、招集通知発送日4日前に掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ (http://www.wellco-corp.com/) に、有価証券報告書、決算短信、決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRは、総務人事部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ウイルコ・グループ行動規範」を制定し、法令、定款の遵守及びステークホルダーに対する基本姿勢の指針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、環境への負荷に配慮した製品・商品の開発、提供に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社における内部統制システムの基本方針は、次のとおりであります。

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社およびグループ各社は、各社が定める「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的媒体を含む）に記録、適切に保存および管理（廃棄を含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証および規程の見直し等を行う。

2) 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ、当社は、「内部統制委員会」を設置し、グループ全体のリスク情報を統括管理する。

ロ、当社およびグループ各社は、個社毎に自社のリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組む。

ハ、当社は、内部統制委員会委員長が内部監査員を任命し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の状況を確認し、内部統制委員会に報告する。

ニ、当社およびグループ各社は、不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害および被害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止をはかる。

3) 当社企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、当社は、「取締役会規程」・「組織規程」および「職務権限規程」により、取締役の職務権限および取締役会への付議基準等を明確化するとともに、意思決定の効率性と妥当性を高める体制を整備する。

ロ、当社は、経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項について充分な事前検討を行う。また、グループ各社および連結業績等に係る報告、意見交換等を行うことにより意思決定の迅速化と効率化をはかるとともに、当社およびグループ各社の業務執行の状況を確認する。

ハ、当社は、「内部通報制度運営規程」を制定し、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反について通報相談を受付ける内部通報制度を構築し、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、コンプライアンス委員会より内部統制委員会を通じて取締役会・監査等委員会に報告される体制を構築するとともに、内部通報を行った者に対して、不利益となる解雇を含むいかなる措置も行わないよう保護する。

ニ、当社は、意思決定の迅速化および業務執行の監督機能を高めるため、適正な業務区分と権限委譲を行い、内部監査員は、各職位の業務執行が適正かつ効率的であることを確認し、内部統制委員会に報告する。

4) 当社企業グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ、当社およびグループ各社の取締役および社員は、「ウィルコ・グループ行動規範」にもとづき法令および定款を遵守して職務を執行する。

ロ、当社は、内部統制委員会の下部組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、当社およびグループ各社のコンプライアンスを統括管理する。

ハ、当社は、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反について通報相談を受付ける内部通報制度を構築し、通報者の保護を徹底するとともに、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、コンプライアンス委員会より内部統制委員会を通じて取締役会・監査等委員会に報告される体制を構築する。

ニ、内部監査員は、法令および定款の遵守状況を確認し、内部統制委員会に報告する。

ホ、当社およびグループ各社は、「ウィルコ・グループ行動規範」に基づき、反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固拒否する。反社会的勢力の排除に向けて、当社の総務部門をグループ統括対応部門とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携を図り、組織的に対応する体制を整備する。

5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ、当社およびグループ各社は、経営理念および「ウィルコ・グループ行動規範」をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

ロ、適正なグループ経営を推進するため「関係会社管理規程」を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項については、当社も関与しグループ経営の適正な運営を確保する。

ハ、内部監査員は、必要に応じ、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施し、その結果を内部統制委員会に報告する。

6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ、監査等委員会は、監査に必要な業務を社員に命ずることができるものとする。

ロ、監査等委員会の職務を補助する社員の任命・異動等については、監査等委員会に事前の同意を得てこれを決定する。

ハ、当社は、「職務権限規程」の定めにより、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関し、監査等委員である取締役以外の取締役、従業員の指揮命令を受けない。

7) 監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ、当社およびグループ各社の取締役、社員は、各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに、各社の監査等委員会および監査役に報告する。

ロ、監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求める。

ハ、監査等委員会は、会計監査人・内部統制委員会および子会社の監査役と緊密な連携を保つため、連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めるとともに、必要に応じて調査または報告を求める。

ニ、監査等委員会は、代表取締役社長と会合を持ち監査上の重要課題等についての意見交換を行う。

ホ、当社は、監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員会の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社は、いわゆる「反社会的勢力」による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令順守・リスク管理事項と位置づけ、反社会的勢力との一切の関係を持たず、不当な要求に関しては毅然とした態度で望み、利益の要求に対しては断固拒否することを内部統制システムの基本方針の一つとして定めております。

・整備状況

当社グループは、「ウィルコ・グループ行動規範」において「反社会的勢力との取引を始め一切の関係を持たないこと、不当な要求は断固拒否すること、万が一の問題発生時には決して個人では対応せず、必ず、警察や弁護士と連絡を取り、組織的に対応することにより従業員の安全を

確保すること」を定め、全役職員へ周知徹底を図っております。

・対応統括部署

反社会的勢力の対応部署としては、総務人事部門を全社対応統括部署として定め、平素及び有事の対応を行うこととしております。

取引開始前における属性・面談等を通じた確認、取引開始後については、常に、必要な注意を払い、結果的にも反社会的勢力との取引が行われないよう努めております。

また、反社会的勢力による不要な要求を受けた場合は、当該情報を受けた者から、部門長、総務人事部門に速やかに報告・相談し、さらに担当役員、代表取締役社長に報告する体制をとり、また、全社対応統括部署より警察・弁護士等への連絡を行う体制としております。

・外部の専門機関との連携状況

当社は、反社会的勢力に関する情報収集のため、地域の暴力追放運動推進センターに加盟し、企業防衛に関する必要な情報を収集しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。

〔情報開示の方針〕

当社は、適時・適切かつ公平な会社情報の開示を当社のコーポレート・ガバナンスの重要な機能の一つとして位置づけ、その充実を図っております。

このため、当社では、会社情報の管理責任者として情報取扱責任者を設置し、金融商品取引法、金融商品取引所が定める適時開示に関する規則および社内規程（内部者取引管理規程等）に従い、重要な情報を株主・投資家の皆様に迅速に開示しております。

〔情報開示の体制〕

(1) 決定事実

当社にとって重要な事実の決定については取締役会にて決定されます。決定された事実については、社長及び当該事実に関する担当役員並びに情報取扱責任者により開示の要否につき検討を行い、開示が必要な場合は迅速に開示しております。

(2) 発生事実

当社にとって重要な事実が発生した場合には、当該事実の所管部門長より情報取扱責任者に速やかに報告が行われ、報告を受けた情報取扱責任者は、社長および当該事実に関する担当役員と開示の要否につき検討を行い、開示が必要な場合は迅速に開示しております。

(3) 決算情報

決算に関する情報については、財務部にて開示資料を作成し、取締役会の承認の後、迅速に開示しております。

(4) その他

上記(1)～(3)以外の会社情報についても、情報取扱責任者を中心に検討を行い、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼす可能性があると判断した場合は迅速に開示しております。

[illegible]

【 適 時 開 示 体 制 模 式 図 】

情報の種類

- ①決定事実に関する情報 
- ②発生事実に関する情報 
- ③決算に関する情報 

当社の適時開示業務プロセス

